

七飯町立大中山中学校 部活動に係る活動方針

1 七飯町立大中山中学校部活動方針

- (1)生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ・文化 芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2)部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、生徒が自主的で多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- (3)部活動を実施する上で、学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図り、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- (4)部活動顧問が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するため、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮するとともに、合理的でかつ効率的・効果的に部活動を行う。

2 国や道、町の動向

- (1)学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン (文部科学省スポーツ局 令和4年12月)
- (2)北海道の部活動の在り方に関する方針
(北海道教育委員会 令和5年3月 改定)
- (3)七飯町部活動の在り方に関する方針
(七飯町教育委員会 平成31年4月)

3 部活動に向けての本校の活動方針

○合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①生徒のバランスのとれた生活
- ②体罰や暴言、ハラスメント等の禁止

【管理面】

- ・生徒の心身の健康管理
- ・活動用具や練習場所の安全点検、けがや事故の防止

【指導面】

- ・活動目標、指導方針、出場試合等について生徒、保護者への伝達
- ・生徒、保護者との連携

4 令和6年度設置部活動

【運動部】

陸上競技部 野球部 サッカー部 男女バスケットボール部 女子バレーボール部
男女バドミントン部

【文化部】

吹奏楽部 美術部

【設置外部活動】(令和5年度実績)

卓球部 柔道部 水泳部

【合同部活動】(令和5年度実績)

○合同部活動について

- ①野球部：七飯中学校と合同チーム（新人戦より）
- ②サッカー部：八雲中学校・鹿部中学校と合同チーム
- ③女子バレーボール部（今後可能性がある）

※合同チームを編成するにあたっては、保護者の同意を得ること。

5 部活動顧問会議の設置

- ・本校の部活動の推進を図るために、部活動顧問会議を設置する。この会は、2ヶ月ごとに開催し、活動状況や活動に係る課題などを協議する。
- ・この会には、各部活動の顧問1名が出席する。（管理職、生徒指導主任で構成する）
- ・この会は、部活動予算、月別活動計画（体育館利用の調整）、地域体育館利用、部活動の諸問題について協議、検討を行う。

6 部活動の活動時間と休業日の設定

	活動時間	休業日
通常日 (長期休業含む)	おおむね2時間程度 【前期】 ⑤14:45～16:45 ⑥15:45～17:45 【後期】 ⑤14:45～16:30 ⑥15:45～17:30 【長期休業中】 前 9:00～11:00 後 13:00～15:00	週当たり2日以上の休養日を設定。 ※毎週水曜日を休養日として、土日どちらかを休養日とする。
週休日・祝日 (長期休業中)	おおむね3時間程度 前 9:00～12:00 後 13:00～16:00	

※1 週当たりの活動時間は、長くても11時間以内とする

※2 週末に大会に参加した場合は、翌週に振り替える(下記の表を参照)

例)土日大会→月・水・木の3日間を休養日とする

※3 定期テスト3日前、実力テスト1日前、職員会議及び研修日等は部活動を実施しない。
(テスト終了後は、短時間の練習とすること)

※4 学校行事後の活動は、大会が翌日であっても、生徒の健康管理を考え活動は行わない。

○具体的な休みの参考例

例1	通常時							合計
	月	火	水	木	金	土	日	
1周目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	休 み	11 h
2週目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	休 み	11 h
3週目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	休 み	11 h
4週目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	休 み	11 h
5週目	2 h	2 h	休 み					4 h

例2	週休日活動時							合計
	月	火	水	木	金	土	日	
1周目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	3 h	14 h
2週目	休 み	2 h	休 み	休 み	2 h	3 h	休 み	7 h
3週目	2 h	2 h	休 み	2 h	2 h	3 h	3 h	14 h
4週目	2 h	休 み	休 み	休 み	2 h	3 h	休 み	7 h
5週目	2 h	2 h	休 み				休 み	4 h

①学校休業日(学校閉庁日)には活動を行わない。

②土日・休業日の活動について

GW中に5日以上のお休みが連続する場合は、1日以上のお休みの設定をすること。お休みが前後半で別れた場合は、お休みの谷間の平日で対応するなど、お休みの設定を工夫する。

③土日・振替休日の3連休の場合は、1日以上お休みの設定を行い、3日間の活動は行わないこと。

④校閉庁日前後の大会参加については、基本的に参加しないことを原則とする。参加する場合は、事前に管理職と協議を行うこと。

⑤祝日に遠征や合同練習を行う際には、計画(1ヶ月前)に管理職と事前協議を行うこと。

7 地域移行に向けた環境整備

○外部指導者や外部団体との連携強化の推進

○地域クラブ活動への移行に向け、自治体との連携を図っていく

8 部活動の適切な運営のために

(1)部活動顧問は、年度当初に年間計画・活動方針を管理職に提出する。

(2)部活動責任者は、年1回(4月)保護者会開催し、部活動の方針や年間活動計画等について説明会を実施すること。(大会や遠征のなどの際には必ず行うこと)

- (3)部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を月末に管理職に提出する。
- (4)部費を徴収している顧問は、中間・決算報告を管理職に行う。年度末には、保護者への決算報告を管理職確認印とともに配布する。
- (5)土日を大会等で3時間以上(大会・審判等)生徒を拘束している場合は、翌週で休養日を追加するなどの対応を図る。

9 部活動顧問(外部指導者)と生徒との関係づくり

- (1)指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法について、生徒に明確に伝え、理解させたうえで取り組ませる。
- (2)指導にあっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねるなど、否定するような発言や行為は行わない。

10 部活動に係る相談窓口

○部活動に係る相談窓口は学校(教頭 65-2221)まで。もしくは、緊急メールを利用する。

付則 令和元年6月1日 策定
令和6年4月1日 改定